

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(集合搾乳施設整備事業) 実施要領

平成30年5月10日付け30農畜機第932号承認
平成30年5月1日付け30年度発中畜第442号制定
平成30年8月10日付け30農畜機第2847号承認
平成30年8月9日付け30年度発中畜第1714号改正
平成31年4月26日付け31農畜機第734号承認
平成31年4月24日付け31年度発中畜第343号改正
令和2年5月7日付け2農畜機第662号承認
令和2年4月24日付け2年度発中畜第363号改正
令和3年5月14日付け3農畜機第826号承認
令和3年4月26日付け3年度発中畜第557号改正
令和4年4月6日付け4農畜機第109号承認
令和4年4月1日付け4年度発中畜第5号改正

酪農は、搾乳や飼料給餌などの周年拘束性が高く、かつ、労働負担が大きい作業が多いため、省力化機械装置の整備や協業化の推進等により酪農家の労働条件を改善し、酪農家の継続的な営農環境を整え、酪農家の働き方改革を短期・集中的に支援する必要がある。

このため、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、搾乳等に関する作業を複数経営の共同化により集中管理し、外部化するモデル的な取組を支援することとし、もって生産基盤の維持・強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1。以下「畜産業振興事業の実施について」という。）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 取組主体

第2の1に定める楽酪応援会議とする。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

1 楽酪応援会議

地域における将来にわたる安定的な酪農の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、酪農を営む者、後継牛の預託育成を担う者、事業協同組合、畜産経営支援組織（コントラクター、TMRセンター等）、乳業関連事業者、畜産関係団体その他の地域の酪農関係者が参画する会議であって、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 運営を行うための事務局が設置され、組織及び運営についての規約を定めているほか、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること
- (2) 次のいずれかの団体であって、酪農を営む者が所属するものであること
 - ア 公益社団法人
 - イ 公益財団法人
 - ウ 一般社団法人
 - エ 一般財団法人
 - オ 事業協同組合
 - カ 事業協同組合連合会
 - キ その他農業者の組織する団体

2 集合搾乳施設利用計画

地域の搾乳等に関する作業を集中管理することにより外部化するモデル的な取組のための施設整備及び共同に関する役割分担等に関する計画をいう。

3 集合搾乳施設運営経営体

集合搾乳施設利用計画において、搾乳等に関する作業を集中管理することにより外部化のために導入される施設を運営する者として位置付けられた酪農を営む者をいう。

第3 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとし、補助対象経費及び補助率は別表1に定めるとおりとする。

1 楽酪応援会議推進事業

楽酪応援会議が、酪農を営む者の実情に応じ、集合搾乳施設利用計画の策定や2の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費を補助する。

2 集合搾乳施設整備事業

集合搾乳施設利用計画を達成するため、楽酪応援会議が行う、以下に掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備（補改修を含み、当該施設の整備又は補改修の後、集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける場合を含む。）に必要な経費の一部を助成するものとし、補助対象の基準については別表2に定めるとおりとする。

- (1) 家畜飼養管理施設
- (2) 家畜排せつ物処理施設

第4 集合搾乳施設利用計画等

1 集合搾乳施設利用計画の要件

実施要綱第2の3で定める集合搾乳施設利用計画に記載する内容の要件は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 酪農応援会議の名称及びその構成員の概要
- (2) 集合搾乳施設利用計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
- (3) 集合搾乳施設運営経営体の労働条件の改善のための取組の概要
- (4) 集合搾乳施設運営経営体が導入する施設の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果
- (5) 集合搾乳施設運営経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、地域酪農の発展に資する取組の内容

2 集合搾乳施設運営経営体

(1) 集合搾乳施設の要件

集合搾乳施設運営経営体は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 生計を異にする3戸以上で組織されていること。

イ 施設を適正に利用するための代表者の定めがあり、組織及び運営並びに経理についての規約の定めがある団体であること。

(2) 集合搾乳施設運営経営体の構成員

集合搾乳施設運営経営体の構成員となれる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 乳用牛またはその育成牛を飼養する者（法人化しているものを除く。）

イ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）を含む。）をいう。）とする。

ウ 株式会社又は持分会社であって、酪農を含む農業を主たる事業として営むもの

エ 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）

オ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）

- カ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- キ 酪農を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件のいずれかに適合するもの
 - （ア） 酪農を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - （イ） 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること。
 - a 共同利用施設等の整備等を図ることにより集合搾乳施設利用計画の達成に資する旨の目的が定められていること。
 - b 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること。
 - c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

第5 対象事業の要件

1 施設の整備の主体

施設の整備を行う者は、集合搾乳施設運営経営体とする。

2 施設の貸付け

第3により整備した施設を貸し付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

（1）施設の貸付けは、第4の2の（2）のイからカまでに該当する者が、施設の整備を行い、集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける場合に限ること

（2）施設等の貸付けに係る要件

ア 貸付を行う者（以下「貸付主体」という。）が集合搾乳施設運営経営体に本事業により整備した施設を貸し付ける場合、貸付主体が自ら整備し、又は買入れ補改修した施設であって、集合搾乳施設運営経営体に貸し付けること（一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に集合搾乳施設運営経営体に売り渡すことを含む）を予定しているものであること。

イ 貸付主体は、本事業により整備した施設を集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること。

ウ 貸付主体が集合搾乳施設運営経営体に施設を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「（貸付主体負担／当該施設の耐用年数）＋年間管理費」により算出される額以内とすること。なお、「貸付主体負担」は「事業費－補助金」により算出される額とすること。

第6 目標年度及び成果目標

この事業の目標年度及び成果目標は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度とするものとする。

2 成果目標

楽酪応援会議は、集合搾乳施設利用計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減するとの成果目標を設定するものとする。

第7 事業の実施基準

1 事業の実施に当たっては、自己資金又は国及び機構の事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

3 本事業による施設の整備は原則として、新品、新築又は新設によるものとし、施設の耐用年数は5年以上とする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品及び古材の利用を推進するものとする。なお、古品及び古材については、原則として、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

4 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。

5 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。

6 施設の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、貸付けに要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。

7 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

8 集合搾乳施設運営経営体は、ICT機械装置を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、

システムサービスの提供者とデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

第8 事業の実施等

1 事業実施計画の作成等

(1) 本事業を実施しようとする楽酪応援会議は、別添に掲げる労働時間削減効果の評価を踏まえ、あらかじめ事業実施計画を別紙様式第1号により作成し、都道府県知事に協議の上、集合搾乳施設利用計画と併せて、中央畜産会の承認を受けるものとする。

(2) (1)の承認を受ける際、施設整備への助成を実施する楽酪応援会議は、施設の整備を希望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていることについて整理し、中央畜産会の確認を得るものとする。

(3) (1)で提出のあった事業実施計画に、次に掲げる変更等を行うときは、(1)に準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施地区の変更

ウ 取組主体の変更

エ 事業費の30%を超える増減

オ 補助金の増又は30%を超える減

キ 成果目標の変更

(4) 事業の着工

ア 本事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工を行う場合は、楽酪応援会議は、あらかじめ、中央畜産会の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、中央畜産会に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に事業の着工をする場合にあっては、楽酪応援会議は、事業について、その内容が明確となってから着工するものとし、交付決定の通知を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度とする。

第10 中央畜産会の補助

中央畜産会は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補

助率により、第3に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第11 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

楽酪応援会議は、補助金の交付を受けようとするときは、中央畜産会が別に定める期日までに、別紙様式第2号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（集合搾乳施設整備事業）交付申請書を中央畜産会に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

楽酪応援会議は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（集合搾乳施設整備事業）交付変更承認申請書を中央畜産会に提出し、その承認を受けるものとする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）事業費の30%を超える増減

（3）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払い

（1）中央畜産会は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められる場合には、事業の出来高に応じて、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

（2）楽酪応援会議は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（集合搾乳施設整備事業）補助金概算払請求書を中央畜産会に提出するものとする。

第12 事業実施状況の報告

1 楽酪応援会議は、別紙様式第5号により、事業実施状況報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1カ月を超えない日又は補助金の交付決定を行った年度の翌年度の6月30日のいずれか早い期日までに、別紙様式第6号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（集合搾乳施設整備事業）実績報告書に事業実施状況報告書を添えて、中央畜産会に提出するものとする。

2 中央畜産会は、1の報告書を受領したときは、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適正であると認めたときは、補助金額を確定し、楽酪応援会議に通知するものとする。

3 中央畜産会は、楽酪応援会議に対し、1に定める報告のほか、必要に応じ、集合搾乳施設運営経営体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第13 事業の評価

楽酪応援会議は、第6の2により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度について検証を行い、別紙様式第5号により、事業実施年度の翌々年度の6月30日までに、中央畜産会に報告するものとする。

第14 施設の管理運営

1 管理運営

楽酪応援会議及び集合搾乳施設運営経営体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設の管理は、原則として、楽酪応援会議又は集合搾乳施設運営経営体が行うものとする。ただし、第5の2の施設の貸付けを実施する場合及び集合搾乳施設運営経営体が施設の管理運営を直接行い難しい場合には、中央畜産会が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

中央畜産会は、本事業の適正な推進が図られるよう、楽酪応援会議に対し、集合搾乳施設運営経営体及び施設の管理を行う者による適正な施設の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営及び利用の状況並びに事業効果の把握に努めるものとする。また、中央畜産会は、関係書類の整備、施設の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、楽酪応援会議等を十分に指導監督するものとする。

第15 消費税及び地方消費税の取扱

- 1 楽酪応援会議は、中央畜産会に対して第11の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 楽酪応援会議は、1のただし書により申請をした場合において、第12の1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければ

ばならない。

- 3 楽酪応援会議は、1のただし書により申請をした場合において、第12の1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（集合搾乳施設整備事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに中央畜産会に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央畜産会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により中央畜産会に報告しなければならない。

第16 帳簿等の整備保管等

楽酪応援会議は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

附 則（平成30年5月1日付け30年度発中畜第442号）

この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月9日付け30年度発中畜第1714号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成31年4月24日付け31年度発中畜第343号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月24日付け2年度発中畜第363号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和３年４月２６日付け３年度発中畜第５５７号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和４年４月１日付け４年度発中畜第５号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別表 1

事業名	補助対象経費	補助率
1 楽酪応援会議 推進事業	楽酪応援会議が、酪農を営む者の実情に応じ、集合搾乳施設利用計画の策定や2の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費	定額 ただし、3,000千円を上限とする。また、そのうち2の事業の円滑な推進を図るために行う取り組みについては、2の事業に係る事業費の1割を上限とする。
2 集合搾乳施設 整備事業	集合搾乳施設利用計画を達成するため、楽酪応援会議が行う集合搾乳施設の整備（補改修を含み、当該施設の整備又は補改修の後、集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける場合を含む。）に必要な経費	2分の1以内

別表 2

区分	補助対象基準
1 家畜飼養管理施設	1 搾乳作業等の省力化を図るため、地域の搾乳牛を集約し、共同で搾乳作業等の飼養管理を行う施設であり、かつ、集合搾乳施設利用計画の達成のために必要な施設として、集合搾乳施設利用計画に位置付けられた施設であること 2 施設の整備に当たっては、次に留意すること (1) 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること (2) 家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること 3 施設は次のとおりとする。 搾乳牛舎、搾乳牛舎と一体的に整備される搾乳施設 4 搾乳施設と一体的に整備する設備とは、次の全てに該当するものとする。 (1) 家畜飼養管理施設と併せて整備する設備であること (2) 整備する設備は、給餌、搾乳、家畜排せつ物の搬出等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること 5 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、次の基準により行うものとし、経営面から見て過大な施設とならないよう特に留意するものとする。 (1) 場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の観点から敷地内又は隣接地以外に整備する必要がある場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲でその地の土地に整備することができるものとする。 (2) 規模

	ア 管理舎 1 棟当たりの規模は、次の方法で算出した面積の範囲内とする。 $\text{面積} = \text{共用部分 } 8 \text{ m}^2 \times \text{管理人数等 (ただし、} 40 \text{ m}^2 \text{以内とする。)} + 10 \text{ m}^2 \times \text{管理人数等}$ イ アの共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人数等は、家畜の飼養管理計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。
2 家畜管理飼養施設と一体的に整備する家畜排せつ物処理施設	1 施設等の整備に当たっては、次の要件を満たすものとする。 (1) 家畜飼養管理施設と合わせて整備するものとする。 (2) 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること (3) 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する集合搾乳施設運営経営体から発生する家畜はふん尿を適正に処理し得る能力を有すること (4) 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する集合搾乳施設運営経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること (5) 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること 3 家畜排せつ物処理施設は、次のとおりとする。 (1) 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、副資材保管施設等 (2) 汚水処理施設 貯留槽、浄化处理施設、スラリータンク等 (3) 脱臭施設

	4 施設と一体的に整備する設備とは、次の（１）及び（２）から（４）までのいずれかに該当するものとする。 （１）家畜排せつ物処理施設と併せて設置する設備であること （２）堆肥処理の設備にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものとする。 （３）汚水処理の設備にあつては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものとする。 （４）脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものとする。
3 施設の補改修	1 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすものとする。 （１）交付対象となる施設の残存耐用年数は、原則として、整備後の耐用年数が５年以上とする。 （２）補改修は、地域の乳用牛を集約して、共同で搾乳等の飼養管理を行うために必要な施設の補改修に限る。 2 補改修できる施設の範囲 搾乳牛を飼養するための家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設とする。

別添 労働時間削減効果分析

第1 評価

本事業を実施するに当たり、あらかじめ以下の基準により労働時間削減効果の評価を実施し、事業の投資効率を十分に検討するものとする。

第2 評価点数の算出式

$$\text{補助金申請額（円）} \div \text{削減が期待される年間総労働時間（時間）} \\ \times \text{係数} \div 10,000$$

なお、削減が期待される年間総労働時間は、補助対象機械装置の導入により現在の搾乳方式、給餌方式及び生産管理方式が変化する、搾乳牛1頭当たり作業時間と搾乳牛頭数の積から求められる差とする。

第3 削減が期待される年間労働時間の考え方

1 搾乳作業

(搾乳方式)

	搾乳牛1頭当たり搾乳時間 (時間/頭・年)
バケット及びパイプライン方式 (自動離脱装置なし)	48
バケット及びパイプライン方式 (自動離脱装置あり)	40
搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置なし)	46
搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置あり)	38
搾乳ユニット自動搬送方式	34
ミルクングパーラー方式 (自動離脱装置なし)	42
ミルクングパーラー方式 (自動離脱装置あり)	34
搾乳ロボット方式	7

(乳頭洗浄)

	搾乳牛 1 頭当たり労働時間 (時間/頭・年)
人力による乳頭洗浄	8
自動乳頭洗浄機による洗浄	6

2 給餌作業

(1) 搾乳牛

	搾乳牛 1 頭当たり給餌時間 (時間/頭・年)
人力による給餌方式	4 3
自動餌寄せ方式	4 0
自走式配餌車による給餌方式	3 7
自走式配餌車＋自動餌寄せ方式	3 4
自動給餌方式（濃厚飼料）	1 6
自動給餌（濃厚飼料）＋自動餌寄せ方式	1 3
自動給餌方式（濃厚・粗飼料）	1 4
自動給餌（濃厚・粗飼料）＋自動餌寄せ方式	1 1

(2) 子牛（ほ乳）

	搾乳牛 1 頭当たりほ乳時間 (時間/頭・年)
人力によるほ乳方式	3
ほ乳ロボット方式	0

3 生産管理作業

(繁殖管理)

	搾乳牛 1 頭当たり労働時間 (時間/頭・年)
人力による観察方式	1 4
発情発見装置の活用	1 2
分娩監視装置の活用	1 3
発情発見装置＋分娩監視装置の活用	1 1

4 1 から 3 については、実例を調査した資料を添付することにより、当該値に置き換えることができるものとする。

第4 係数

複数該当する場合は、該当する全ての項目の値を掛けることができるものとする。

区分	項目	値
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として（１）又は（２）に該当する経営 （１）主たる経営者が４５歳未満 （２）主たる経営者が４５歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね１５歳以上の後継者の確保がなされている	0.9
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	0.95
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	0.9
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	0.95
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	③ 地震・台風等により被災した経営	0.9
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	0.95
	⑤ 牛群検定に加入している経営	0.9
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	0.95
	⑦ 楽酪応援会議の構成員の中で、JGAP家畜・畜産物の認証農場又は、GAP取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	0.95
	⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場HACCP推進農場として指定されている経営がある場合	0.95
	⑨ 作業安全に関する取組を実施している経営	0.9

区分	項目	値
	⑩ その他、地域への貢献度が高い取組と中央畜産会が特に認めた取組に参加する経営	0.9

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備事業（集合搾乳施設整備事業）
実施計画（変更）承認申請書

酪農労働省力化推進施設等緊急整備事業（集合搾乳施設整備事業）実施要領第 8
の 1 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

記

【添付書類】

- ・別添 1 「実施計画書」
- ・集合搾乳施設利用計画書
- ・別添 2 「楽酪応援会議推進事業」（楽酪応援会議が行う事業内容）

注：変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

酪農労働省力化推進施設等緊急整備事業

(集合搾乳施設整備事業) 実施計画書

事業実施年度 令和 年度

都道府県・市町村名

楽酪応援会議名

代表者名

集合搾乳施設運営経営体名

代表者名

【添付書類】

- ・ 楽酪応援会議の規約、会計規程等
- ・ 楽酪応援会議における取組内容に関する既存のパンフレット、事業説明資料又は事業計画書等（地域の取組が分かる資料）
- ・ 集合搾乳施設運営経営体の規約、会計規程等
- ・ 対象者（対象者が複数の者に施設を貸し付ける場合には、借受者）別に作成した事業実施計画

1 事業実施計画総括票

(1) 酪農応援会議名

(2) 集合搾乳施設利用計画の名称

(3) 集合搾乳施設運営経営体の取組及び事業費等

N o	市町村・ 地区名	集合搾乳施設 運営経営体 構成員名	集合搾乳施設 利用計画における 位置付け	成果目標	施設整備等 (概要)	総事業費 (円)	補助金 (円)	対象者 (円)	その他 (円)	備考

2 成果目標の根拠

取組の効果	効果の指標	現状	目標	増減
		(○年度)	(▲年度)	(増減率)

注1：現状及び目標欄は、該当時点の総労働時間を記載すること。

2：集合搾乳施設運営経営体に参加する酪農家の個々の経営概況が分かる資料を添付すること。

3 施設整備内容

(1) 施設等の整備の内容

N o	施設等の種類・内容	仕様・規模等	しゅん工予定又は完了年月日

N o	事業費	単価 (／㎡)	負担区分			補助率	備考	労働時間削減効果分析結果	費用対効果分析結果 (投資効率) ※	補助残 融資担保	成果目標の 検証方法
			補助金	自己資金	その他						
小計											
消費税											
合計											

※費用対効果分析結果については、畜産業振興事業の実施について4の(1)の規定に基づき算定すること。

(2) 補助残融資担保（(1)の補助残融資担保に該当する施設について記載）

補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容について				
金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

注1：3の(1)については、上段のNoと下段のNoを対応させ、必ず同一の施設の内容を記載すること

2：労働時間削減効果分析欄は、実施要綱別添2の別添に定める方法により算定するものとする。

3：費用対効果分析欄は、実施要綱別添2第6の3に定める方法により算定するものとする。

4：備考には、整備施設の区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円、うち補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記載すること。

5：対象者（借受者）の定款、各種規約（農協、農協連の場合は農業経営規程）、総会資料、対象者の構成、活動内が分かる資料、施設整備に係る設計書、施設規模の算定根拠、事業費算出の基礎となる事業明細書、費用対効果分析の詳細等を添付すること。

4 個人情報の取扱いの確認

私は、以下の「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について合意します。

(以下の個人情報の取扱いについてお読みになり、その内容に同意する場合は必ず下線に、自筆により署名をしてください。)

氏名 _____

○個人情報の取扱い

独立行政法人農畜産業振興機構、中央畜産会、酪農応援会議は、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（集合搾乳施設整備事業）の実施に際して得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、独立行政法人農畜産業振興機構、中央畜産会、酪農応援会議は、本事業の実施に係る説明会や他の畜産業振興事業の補助金交付等のため、本計画書に記載された内容を、関係機関に必要最小限度内で提供する場合があります。

注：集合搾乳施設運営経営体に参加する酪農家ごとに作成するものとします。

5 労働時間削減効果分析参考資料（実施要綱別添2別添関係）

労働時間削減効果分析による評価点数

補助金申請額

 円

(1) 飼養管理方法の改善に関する取組（対象とする取組に必要な事項を入力）

① 搾乳方式の改善

集合搾乳施設運営経営体参加者名				小計
搾乳牛頭数				
従前の搾乳方式				
年間搾乳時間				
改善後の搾乳方式				
年間搾乳時間				
削減時間				

② 給餌方式の改善

集合搾乳施設運営経営体参加者名				小計
搾乳牛頭数				
従前の給餌方式				
年間給餌時間				
改善後の給餌方式				
年間給餌時間				
削減時間				

③ 生産管理方式の改善

ア 発情発見

集合搾乳施設運営経営体参加者名				小計
搾乳牛頭数				
従前の発見方式				
年間管理時間				
改善後の発見方式				
年間管理時間				
削減時間				

イ 分娩監視

集合搾乳施設運営経営体参加者名				小計
搾乳牛頭数				
従前の発見方式				
年間管理時間				
改善後の発見方式				
年間管理時間				
削減時間				

注：年間〇〇（搾乳・給餌・管理）時間は、別添第3の1から3に記載されている該当する搾乳牛1頭当たりの時間を用いて算定すること。ただし、実例を調査した資料を添付することにより、当該値に置き換えることができる。

従前の労働時間	
改善後の労働時間	
削減する労働時間	

(2) 集合搾乳施設運営経営体としての取組

(集合搾乳施設運営経営体として該当する項目に○を付ける)

1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1) 主たる経営者が45歳未満 (2) 主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保がなされている。	
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	

3 その他 (複数回答可)	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	
	③ 地震・台風等により被災した経営	
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	
	⑤ 牛群検定に加入している経営	
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	
	⑦ 楽酪応援会議の構成員の中で、J G A P 家畜・畜産物の認証農場又は、G A P 取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	
	⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場H A C C P 推進農場として指定されている経営がある場合	
	⑨ 作業安全に関する取組を実施している経営	
	⑩ その他、地域への貢献度が高い取組と都道府県知事が特に認めた取組に参加する経営	

別紙様式第1号－別添2【楽酪応援会議推進事業】

1 事業の目的

--

2 総括票

事業名	事業内容	負担区分		備考
		補助金	楽酪応援会議	
		円	円	

注：事業名には「検討会の開催」、「先進地等の調査」、「労働時間軽減に向けた楽酪応援会議の取組の実証」、「指導及び調査等」を記載する。

3 事業の内容

(1) 検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

(2) 先進地等の調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的

(3) 労働時間軽減に向けた楽酪応援会議の取組の実証

取組内容	実施時期・回数

(4) 指導及び調査等

区分	内容	事業費	積算基礎
計			

【添付資料】

- (1) 楽酪応援会議の組織及び運営に係る規約
- (2) 楽酪応援会議が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していることを示す資料
- (3) 別表の細目を活用した事業費積算
- (4) 事業費の支出の根拠となる資料（旅費規程等）
- (5) その他

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(集合搾乳施設整備事業) 交付申請書

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備事業(集合搾乳施設整備事業)実施要領第11の1の規定に基づき、円の交付を申請する。

注1：計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した当該資料ページを添付して提出すること。

2：前記により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合、本文中の「令和 年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和 年 月 日付け 第 号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。

3：申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。

- ・その他交付決定者が必要とする書類

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(集合搾乳施設整備事業) 交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備事業(集合搾乳施設整備事業)実施要領第11の2の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- 注1：交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧二段書)した当該資料ページを添付して提出すること。
なお、添付資料については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2：補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(集合搾乳施設整備事業)実施要領第11の2の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(集合搾乳施設整備事業)実施要領第11の2の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3：補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止(廃止)承認申請書」と、「変更」を「中止(廃止)」と置き換えること。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(集合搾乳施設整備事業) 補助金概算払請求書

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業事業(集合搾乳施設整備事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(集合搾乳施設整備事業)実施要領第11の3の(2)の規定に基づき、申請します。

記

1 概算払請求額

交付決定額①	概算払請求額②	②/①×100%
円	円	%

2 事業費の支出実績及び支出計画
別添 事業に要する経費の配分及び負担区分

3 振込先金融機関名等
金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号別添 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 請求額	令和 年 月 日まで の予定出 来高 (④+⑤/ ②)	残額 ②-④ -⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

【添付書類】 集合搾乳施設運営経営体ごとの施設整備の遂行状況及び出来高が
わかる書類

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業

(集合搾乳施設整備事業) 実施状況及び事業成果報告書

事業実施年度 令和 年度

都道府県・市町村名

楽酪応援会議名

代表者名

集合搾乳施設運営経営体名

代表者名

1 事業実施状況

No	集合搾乳施設運営経営体 構成員名(借受者名)	事業の内容			事業費 (円)	負担区分(円)			しゅん工 又は 完了年月日	備考
		施設等 の名称	工種・構造 ・面積等	能力 ・処理量		補助金	自己資金	その他		
計										

2 成果目標の達成状況

集合搾乳施設運営経営体名(借受主体名)：()

No	取組の効果	取組の指標	計画時 (○年)	目標年 (□年)	増減率	備考

注1：Noは、1事業実施状況と合わせること。

2：取組の効果・取組の指標は、事業実施計画に準じて記入すること。

3：増減率は、(目標年の数値－計画時の数値)／計画時の数値×100により算出すること。

3 当該年度の取組の総合評価

--

4 今後の課題

--

5 事業評価報告（目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載）

（１）成果目標の達成状況

--

（２）事業実施後課題

--

注：成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

（３）改善方策（改善の必要がある場合に記載）

--

注：成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

（４）目標年度における本事業の効果

--

注：成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

別紙様式第 6 号

番 号
年 月 日

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(集合搾乳施設整備事業) 実績報告書

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(集合搾乳施設整備事業)について、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(集合搾乳施設整備事業)実施要領第 12 の 1 の規定に基づき、実績を報告します。

併せて、下記により精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日
- (2) 事業完了年月日

2 事業に係る精算額
(単位 : 円)

(単位 :

交付決定額	各定額	概算払受領額	精算払請求額

3 振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

4 添付書類

別紙様式第 5 号「事業実施状況及び事業成果報告書」

別記様式第7号

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(集合搾乳施設整備事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業補助金について、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(集合搾乳施設整備事業)実施要領第16の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日 第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・楽酪応援会議が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・楽酪応援会議が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料